

公害等調整委員会の動き

(令和2年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
2月3日	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京
3月18日	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 第2回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件
(令和2年(ゲ)第1号事件)

令和2年3月12日受付

本件は、申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害は、被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件
(令和2年(セ)第3号事件)

令和2年3月24日受付

本件は、被申請人が運行する特急等電車が通過するたびに振動及び騒音に暴露され、静穏の破壊、ストレス、安眠妨害等の精神的肉体的被害を受けており、また、振動・騒音により土地の価値が大幅に下落したとして、被申請人に対し、損害賠償金合計700万円等の支払を求めるものです。

終結事件の概要

- 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件
(平成29年(セ)第8号事件)

① 事件の概要

平成29年12月11日、兵庫県稲美町の住民1人から、兵庫県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が実施した申請人宅西側におけるほ場整備工事を実施した際、法面を保護する工事を行わなかったため、申請人宅敷地の土が流出し、その結果、不同沈下が生じ、申請人宅の柱の傾き、タイルや壁のひび割れ等の被害が発生し、倒壊する可能性が高い状態となったことから、申請人宅と同程度の住宅を確保するため、被申請人に対し、損害賠償金7447万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、ほ場整備工事と申請人宅の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年1月14日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

公害等調整委員会の動き

- 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件
(平成 29 年 (ゲ) 第 5 号事件)

① 事件の概要

平成 29 年 10 月 31 日、滋賀県栗東市の錦鯉の養殖を行う法人から、栗東市を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が経営する養鯉場において飼育していた錦鯉の大量死は、同養鯉場が取水をする河川の上流において、被申請人が事前に申請人に周知することなく林道及びその周辺の工事を実施し、同工事において使用した土質改良材の中和が不十分だったために強アルカリ性の水を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の現地審問期日を開催するとともに、工事による水質の変化と錦鯉の死因との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するなど、手続を進めた結果、令和 2 年 1 月 28 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

- 東京国際空港航空機騒音調停申請事件
(平成 28 年 (調) 第 10 号事件)

① 事件の概要

平成 28 年 9 月 9 日、東京国際空港(以下「本件空港」という。)近隣において事業を営む法人 5 名から、国土交通大臣を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風運用時の 15 時から 19 時までの間のうち 3 時間程度、A 滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1 時間当たり 14 機(4 分から 5 分に 1 機)程度の頻度で申請人らの事業所の上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港 A 滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計 5 億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港 A 滑走路の北側から

着陸することを許可又は指示しないこと、を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、調停期日を開催するとともに、現地調査の実施(計画案が実現した場合の状況を把握するため、大阪国際空港周辺において航空機騒音の測定調査の実施)等を行なうなど、手続を進めた結果、令和 2 年 1 月 31 日、第 18 回調停期日において、被申請人は、今般の本件空港における飛行経路の見直しにあたり、

① 周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組

② A 滑走路における航空機の運航の見直し

③ 申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見直し

の点に関して確認するとともに、本件見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供することを内容とする調停が成立し、本事件は終了しました。

- 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件
(平成 29 年 (セ) 第 9 号事件)

① 事件の概要

平成 29 年 12 月 12 日、大阪府東大阪市の住民 1 人から、精密機器製造販売会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人工場から発生する揮発性有機化合物や重金属を含むガス及び粉じんによる大気汚染及び悪臭に起因して化学物質過敏症を発症するなど、健康に不調を来すようになり、また、購入した住宅が臭気により居住不能となったことから、財産的損害及び精神的・肉体的苦痛に対する賠償として、被申請人に対し、損害賠償金 1400 万円の支払を求めたものです(その後、請求金額は 1057 万 7000 円に変更)。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、大阪府公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、2 回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人工場が排出している物質と申請人の健康被害等との因果関係等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査

等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年2月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ **豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件**
(平成30年(ケ)第2号事件)

① **事件の概要**

平成30年3月1日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、東京地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託がありました。

嘱託事項は以下のとおりです。東京都住民93人(原告)の各所有建物の屋根等にさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害が生じた原因は、建設会社(被告)が実施した小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたことによるものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

なお、その後、訴えの取下げ等により、原告数は64人と変更されました。

② **事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被告が大気中に飛散させたさびや鉄粉と原告らの各所有建物の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年2月25日、原告ら所有建物のさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害と被告が小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたこととの間に因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結しました。